

令和7年度 厚木市家庭教育学級開設要領【保育園】

1 目的

現代社会では、核家族化の進行や共働き世帯の増加、都市化による地域社会とのつながりの変化などに伴い、家庭における親や子を取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況の中、本市では、教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、保護者に学習する機会を提供することを目的に実施するものです。

参考 教育基本法（H18.12.22 施行）抜粋
(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 開設主管

厚木市内の保育園等

3 実施主体

家庭教育学級開設委員会

4 学習の内容

- (1) 家庭教育の基礎的・基本的理解に関すること。
- (2) 「早寝早起き朝ごはん」等子どもの基本的な生活習慣に関すること。
- (3) 子どもの安心安全に関すること。
- (4) 心身の健康や食育に関すること。
- (5) 体験活動・読書活動に関すること。

*子どもの成長に合わせた内容を選択してください。

5 学習回数と時間

1回の実施時間数は2時間程度とし、年間1～3回程度の開催を目安とします。ただし、保育園行事等に合わせて講話等を実施する場合は、この限りではありません。

保育園児の保護者は、平日昼間等就労していることから、保護者を集めて学習する形態で実施する以外に、情報提供や啓発も含めることとします。

6 参加対象

乳幼児を持つ保護者等

7 開設に関する留意事項

- (1) 家庭教育【こどもが生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める】のために必要な学習内容で、趣旨にふさわしく一貫性があるものとします。
- (2) 講演や講話等は、保育園主催行事など、保護者が多数参加する機会に合わせた開催等広く多くの保護者が参加しやすいよう工夫するものとします。
- (3) 情報提供や啓発については、厚木市や厚木市教育委員会が発行しているチラシなどを活用するほか、家庭での子育てに関する情報を、保護者向け既存の通知に追加記載するなど工夫し、年間をとおして実施するものとします。
- (4) 集合して開催する方法に限らず、オンラインを活用するなど在宅で取り組める開催も可能です。

8 交付金額

交付金は上限 6 万円とし、一括交付申請により前金払いをします。

なお、事業終了後、事業費が決定額に満たなかった場合は、残金を返納することとします。

9 学級開設前に提出する書類

次の書類各 1 部を、原則として第 1 回目学級開設の 3 週間前までに市（市民協働推進課公民館係）へ提出するものとします。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 委員会規約
- (5) 開設委員会名簿
- (6) 支払請求書（申請者と交付金振込口座名義人が異なる場合は、委任状も必要）
- (7) 一括交付理由書

10 事業完了後に提出する書類

次の書類各 1 部を、原則として事業完了後速やかに（学級講座を終了し、残務事

務を完了したとき)、又は市の会計年度終了までに市へ提出するものとします。なお、本学級の実施に関連するその他の書類（出席簿、領収書の写しなど）は開設委員会で5年間保存し、市から提出を求められたときは、速やかに提出をするものとします。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 学習状況の写真（各回3枚程度）
- (5) 学習資料（参加案内通知、当日配布資料、アンケート集計など）
- (6) 情報提供・啓発の成果品（各1部）